

# 令和2年度 第1回奈良県大規模小売店舗立地審議会

## 議事録

※当初令和2年4月8日（水）実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、予定していた審議会の開催を中止し持ち回り審議を実施。

### 1. 再審議案件2件

- ・「三洋堂書店香芝店」変更届出について
- ・「(仮称)ラスパ西大和店」変更届出について

(1) 日程 令和2年4月13日～5月1日

(2) 委員名 榊原会長、井上委員、藤平委員、吉田委員、松本委員

(3) 審議結果

#### 【三洋堂書店香芝店】

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

◎来退店車両及び荷さばき作業を行う関係車両の、来退店経路の周知を徹底し、繁忙時には交通整理員を配置するなど、駐車場内の安全を確保するとともに周辺交通に影響が出ないよう運営されたい。

◎夜間時間帯における来退店車両や店舗営業に伴う騒音について、店舗の周辺環境に影響が出ないよう、静音を図るための対策を講じる等、特段の配慮をされたい。

◎店舗の運営にあたっては、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう留意するとともに、地域の防犯に努められたい。

◎香芝市及び住民からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

#### 【(仮称)ラスパ西大和店】

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

◎大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

◎店舗の運営にあたっては、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう留意するとともに、地域の防犯に努められたい。

◎変更後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

## 2. 新規案件2件

・「(仮称) トライアル天理店」新設届出について

・「(仮称) ドラッグコスモス曲川店」新設届出について

(1) 日程 令和2年4月7日～5月18日

(2) 委員名 榊原会長、吉川委員、吉田委員、花嶋委員、松本委員

(3) 審議結果

### 【(仮称) トライアル天理店】

・上記新設届出の内容について審議した結果、大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく都道府県の意見に関する諮問については、同法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

◎大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

◎車両出入口が国道25号線に面しており、該当国道が小学校の通学路でもあることから、車両の来退店について、歩行者等の安全を十分考慮されたい。

◎来退店車両及び荷さばきを行う関係車両の、駐車場内外におけるスムーズな誘導を図ること。車両の来退店経路の事前周知を徹底し、繁忙時には交通整理員を配置するなど、周辺交通に影響が出ないように適切な交通誘導対策を講じられたい。

◎店舗の運営にあたっては、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう留意するとともに、地域の防犯に努められたい。

◎天理市からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

【(仮称) ドラッグコスモス曲川店】

・上記新設届出の内容について審議した結果、大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく都道府県の意見に関する諮問については、同法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

◎大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

◎橿原市からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。